

第65期

定時株主総会 招集ご通知

平成27年1月1日～平成27年12月31日

日時 平成28年3月29日（火曜日）午前10時
（受付開始時刻は午前9時を予定しております。）

場所 東京都台東区西浅草三丁目17番1号
浅草ビューホテル4階 「飛翔の間」

議決権行使期限

平成28年3月28日（月曜日）午後5時30分まで

Contents

● 第65期定時株主総会招集ご通知	1
(添付書類)	
● 事業報告	3
● 連結計算書類	17
● 計算書類	28
● 監査報告書	38
● 株主総会参考書類	41
第1号議案	剰余金の処分の件
第2号議案	定款一部変更の件
第3号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
第4号議案	監査等委員である取締役の4名選任の件
第5号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
第6号議案	監査等委員である取締役の報酬額設定の件
第7号議案	取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプションに関する報酬等の具体的な内容決定の件

竹本容器株式会社

証券コード：4248

証券コード:4248
平成28年3月10日

株 主 各 位

東京都台東区西浅草一丁目5番15号
(本社 東京都台東区松が谷二丁目21番5号)

竹 本 容 器 株 式 会 社

代表取締役社長 竹 本 笑 子

第65期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととご拝察いたします。

さて、当社第65期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますて、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年3月28日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年3月29日（火曜日） 午前10時00分
2. 場 所 東京都台東区西浅草三丁目17番1号
浅草ビューホテル4階 「飛翔の間」

3. 目的事項

- 報告事項
1. 第65期（平成27年1月1日から平成27年12月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第65期（平成27年1月1日から平成27年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役の4名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプションに関する報酬等の具体的な内容決定の件

4. 招集にあたっての決定事項

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書類の提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

~~~~~

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.takemotokk.co.jp>）に掲載させていただきます。

## 事業報告

(自 平成27年1月1日)  
(至 平成27年12月31日)

### 1. 経営成績・財政状態に関する分析

#### (1) 経営成績に関する分析

##### (当期の経営成績)

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済政策や日銀の金融政策を背景として企業収益や雇用環境の改善がみられ、引き続き緩やかな景気回復基調で推移しましたが、年後半にかけては原油価格の低下や中国を始めとしたアジア地域の景気減速感など、世界的な不確実性も顕在化しつつ推移してまいりました。

このような状況の中、当社グループは開発提案型ボトルパッケージングメーカーとして自社で容器の企画、開発を行い、容器を製造するための金型を自社で保有している、いわゆるスタンダードボトルを軸としてお客様が必要とする容器を必要な数だけ提供する営業活動、並びにお客様が金型投資を行うカスタムボトルの分野では当社スタンダードボトルの開発実績を生かした提案活動を積極的に展開してまいりました。

また、製品開発・供給面では日本、中国の両生産拠点において新製品開発力の強化を目指し金型開発体制の整備を進め、平成27年12月末のスタンダードボトル用金型数を2,843型とするとともにお客様からの納期要望や製品品質向上に応える生産体制並びに社内検査体制の強化など、総合的な製品供給能力の向上を図る施策を実施してまいりました。

この成果として平成27年5月には押出しチューブを生産するジェイ・トム事業所新工場を富山県中新川郡立山町で本格稼働させ、平成27年10月には当社結城事業所の増設工事に着工しております。

この結果、日本国内では外国人旅行者によるいわゆる爆買い等による需要増加の影響もあり、当連結会計年度の売上高は122億21百万円（前期比10.5%増）となりました。

利益面ではプラスチック原材料価格の低下と中国における生産効率化への取組の成果による原価低減、金型投資の増加や生産能力増強のための設備投資額の増加はあったものの、日本における固定資産の減価償却方法の変更による当期限りの減価償却負担の低減もあり、連結営業利益は12億50百万円（前期比42.5%増）、連結経常利益は12億75百万円（前期比45.2%増）、連結当期純利益は8億27百万円（前期比42.3%増）となりました。

販売先主要事業内容ごとの販売実績並びに地域別の売上高は次の通りです。  
(販売実績)

| 区分      | 前連結会計年度     |        | 当連結会計年度     |        | 増減額<br>(百万円) | 増減率(%) |
|---------|-------------|--------|-------------|--------|--------------|--------|
|         | 金額<br>(百万円) | 構成比(%) | 金額<br>(百万円) | 構成比(%) |              |        |
| 化粧品・美容  | 6,472       | 58.5   | 7,112       | 58.2   | 639          | 9.9    |
| 日用・雑貨   | 681         | 6.2    | 557         | 4.6    | △123         | △18.2  |
| 食品・健康食品 | 972         | 8.8    | 1,012       | 8.3    | 40           | 4.2    |
| 化学・医薬   | 502         | 4.5    | 580         | 4.7    | 78           | 15.6   |
| 卸、その他   | 2,433       | 22.0   | 2,959       | 24.2   | 525          | 21.6   |
| 計       | 11,062      | 100.0  | 12,221      | 100.0  | 1,159        | 10.5   |

また、地域ごとの売上高は次のとおりです。

| 区分  | 前連結会計年度     |        | 当連結会計年度     |        | 増減額<br>(百万円) | 増減率(%) |
|-----|-------------|--------|-------------|--------|--------------|--------|
|     | 金額<br>(百万円) | 構成比(%) | 金額<br>(百万円) | 構成比(%) |              |        |
| 日本  | 8,568       | 77.5   | 9,079       | 74.3   | 510          | 6.0    |
| 中国  | 2,312       | 20.9   | 2,821       | 23.1   | 508          | 22.0   |
| その他 | 180         | 1.6    | 320         | 2.6    | 139          | 77.3   |
| 計   | 11,062      | 100.0  | 12,221      | 100.0  | 1,159        | 10.5   |

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資額は18億52百万円であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度における設備投資の所要資金は、自己資金及び借入金にて賄っております。また、金融機関より8億円の借入れを行っております。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループは、日本と中国の生産拠点において、「商品の価値や個性を強める容器や内容物を安全に包み保存する容器」の開発・提供を行っていますが、特に当社グループが日本と中国で保有する金型で生産しているスタンダードボトルを軸とした当社のビジネスモデルの推進においては、顧客基盤、スタンダードボトルの開発、製品供給体制の3つの要素が重要であると認識しており、以下の取り組みを行っております。

##### ① 顧客基盤

第65期連結会計年度において4,648社の顧客との取引実績を基に商品の価値や個性を強めるデザイン、機能を有する容器の開発、個々の顧客ニーズを汲んだ提案活動を行っております。また、当社グループが提供する包装容器を世界中の人々に利用いただくため、日本、中国、アメリカ、ヨーロッパ、東南アジアなどを中心とした顧客への営業体制を強化しております。

国内においては、小ロット受注への対応、顧客のカスタマイズや短納期要望への対応、さらには高い製品品質を背景に、個々の顧客ニーズを汲んだ提案活動を行ってまいります。

一方、海外市場では、現地採用者によるチーム編成を行うなど中国での営業体制の強化を行い、拠点のある上海や広州近郊以外の地域の顧客へのアプローチも積極的に行っております。

平成27年9月に販売子会社をオランダに設立したヨーロッパ市場では積極的なマーケティング活動を実施し、平成28年中の売上計上を見込んでおります。また従来から拠点を設置しているアメリカ並びに駐在員事務所の営業拠点化を検討しているタイ国バンコクでは、それぞれ販売力強化による当該地域の売上増加を図っております。欧米の先進国においては比較的少数から容器供給が可能な当社のスタンダードボトルビジネスを深耕する余地が大いにあると考えており、経済成長が著しい新興国においては、化粧品や食品包装物としての容器に対する需要が単なる「容れ物」から、内容物の価値を高め当該製品販売を促進する重要なアイテムとしての需要に変化する過程にあり、従来は低価格な容器に対する需要層が、デザイン性・機能性、さらには品質が高い容器に移行することで、それぞれ当社グループの容器に対する需要が拡大するものと考えているため、今後は海外での顧客基盤の拡大に努めてまいります。

##### ② スタンダードボトルの開発

平成27年12月末時点で2,843型の自社保有金型を軸として、顧客が求める包装容器を、短納期、低コストで提供していくために、当社グループでは用途別、地域別それぞれにおいてデザイン、機能を有したスタンダードボトルの品揃えを充実させています。地域別という意味では、日本と中国以外の地域の顧客ニーズに合わせたスタンダードボトルも投入していく計画です。また、スタンダードボトルの開発コスト低減、開発所要期間の短縮化、開発件数の増加を目的として包装容器の製造に必要な金型の設計と製作に掛かる手順・ノウハウの

標準化ならびに当社グループ内での金型製作に取り組んでいます。

当社グループでは、次に掲げる項目を重点課題として研究開発を行い、スタンダードボトルならびに顧客の特別注文による金型の開発力の強化を図っています。

#### 1.商品の価値や個性を強める容器の研究開発

デザイン会社、デザイン・技術を専門とする社外顧問、マーケットリサーチ会社などの活用と第65期連結会計年度において4,648社の顧客との取引実績を基に、商品の価値や個性を強めるデザイン、機能を有するスタンダードボトルの研究開発を行っています。

さらに当社グループが提供する包装容器の付加価値増大のため、自社単独での研究開発にとどまらず適宜他社との業務提携や共同開発を行い、顧客が求める包装容器の提供を実現していくことを課題として掲げています。

#### 2.内容物を安全に包み、保存する容器の研究開発

容器の機密性、バリア性を高めることを目的とした容器開発などに関する研究開発を実施しております。

#### 3.地球環境に配慮し、持続可能な成長を実現するための包装容器開発

当社グループの研究開発においては、reduce、reuse、recycleを基本方針とし、リサイクルPET、バイオ材料を使用した容器開発や、詰め替え容器、付け替え容器、軟包装材の開発等を行っています。

#### ③ 製品供給体制

少量多品種、短納期に対するニーズやコスト要求、品質要求に応えるため、技術開発、人材開発、品質管理、生産管理も一貫して行っております。海外拠点においても国内と同等の品質が確保できる体制を構築しております。

具体的には、生産ライン内におけるクリーン化と同時に効率的に少量多品種の製造を行えるよう、容器の製造から着色、印刷、二次加工までの工程を日本、中国の自社工場で行っており、さらに生産スケジュールに対して柔軟な変更が可能な独自の生産ラインの構築を行っております。

また、スタンダードボトルニーズの広がりにより、従来と比較して多くの数量に対する需要が増加しています。このため多品種の対応を行いつつも、大量生産可能な生産体制の構築も必要と認識しています。

海外市場においても顧客からの品質要求レベルは年々向上していることから、中国の生産拠点においても国内拠点と同等の品質が確保できる体制を構築してまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区分             | 第62期<br>平成24年12月期 | 第63期<br>平成25年12月期 | 第64期<br>平成26年12月期 | 第65期<br>(当連結会計年度)<br>平成27年12月期 |
|----------------|-------------------|-------------------|-------------------|--------------------------------|
| 売上高 (千円)       | 9,654,552         | 10,017,105        | 11,062,003        | 12,221,168                     |
| 経常利益 (千円)      | 658,691           | 813,688           | 879,994           | 1,275,930                      |
| 当期純利益 (千円)     | 434,524           | 592,199           | 581,381           | 827,620                        |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 84円79銭            | 115円56銭           | 112円97銭           | 145円65銭                        |
| 純資産 (千円)       | 2,782,432         | 3,783,753         | 5,077,411         | 5,575,458                      |
| 総資産 (千円)       | 8,269,553         | 8,434,238         | 10,107,636        | 10,956,819                     |

(注) 当社は、平成26年9月12日を効力発生日として普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。このため、第62期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

| 区分             | 第62期<br>平成24年12月期 | 第63期<br>平成25年12月期 | 第64期<br>平成26年12月期 | 第65期<br>(当事業年度)<br>平成27年12月期 |
|----------------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------------------|
| 売上高 (千円)       | 8,076,511         | 7,885,179         | 8,652,744         | 9,158,594                    |
| 経常利益 (千円)      | 412,226           | 347,798           | 520,000           | 784,580                      |
| 当期純利益 (千円)     | 243,778           | 589,935           | 330,865           | 481,219                      |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 47円57銭            | 115円12銭           | 64円29銭            | 84円69銭                       |
| 純資産 (千円)       | 1,754,269         | 2,332,903         | 3,091,276         | 3,396,556                    |
| 総資産 (千円)       | 6,195,579         | 6,087,427         | 7,311,638         | 8,125,837                    |

(注) 当社は、平成26年9月12日を効力発生日として普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。このため、第62期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益を算定しております。

## (6) 重要な子会社の状況

| 会社名                       | 資本金      | 当社の出資比率 | 主要な事業内容          |
|---------------------------|----------|---------|------------------|
| 株式会社共栄プラスコ                | 30,749千円 | 100.0%  | 倉庫管理・配送業・不動産管理業  |
| 上海竹本容器包装有限公司              | 423万米ドル  | 100.0%  | プラスチック容器製造・販売業   |
| 竹本容器（昆山）有限公司              | 510万米ドル  | 100.0%  | プラスチック容器製造業      |
| Takemoto Packaging Inc.   | 60万米ドル   | 100.0%  | プラスチック容器販売業      |
| Takemoto Netherlands B.V. | 11万ユーロ   | 100.0%  | プラスチック容器販売業・市場調査 |

- (注) 1. 連結対象会社は、上記の重要な子会社の状況に記載の5社であります。  
 2. Takemoto Netherlands B.V.は平成27年9月16日に設立しております。  
 3. 出資比率については、自己株式を除いて算出しております。

## (7) 主要な事業内容（平成27年12月31日現在）

当社グループは、プラスチック製等の包装容器の製造及び販売を行っております。

(8) 主要な営業所及び事業所（平成27年12月31日現在）

| 名称                | 所在地           | 名称                        | 所在地         |
|-------------------|---------------|---------------------------|-------------|
| 本 社               | 東 京 都 台 東 区   | 大 阪 ブ ロ ー 工 場             | 大阪府大阪市大正区   |
| 合羽橋ショールーム         | 東 京 都 台 東 区   | ジ ェ イ ・ プ ラ 事 業 所         | 北 海 道 旭 川 市 |
| 大 阪 営 業 所         | 大阪府大阪市西区      | プ ラ ス コ 事 業 所             | 北 海 道 空 知 郡 |
| 福 岡 営 業 所         | 福岡県福岡市中央区     | タ イ 駐 在 員 事 務 所           | タ イ         |
| 名 古 屋 営 業 所       | 愛知県名古屋市中区     | 株 式 会 社 共 栄 プ ラ ス コ       | 茨 城 県 結 城 市 |
| 結 城 事 業 所         | 茨 城 県 結 城 市   | 上海竹本容器包装有限公司              | 中 国         |
| 結 城 印 刷 所         | 茨 城 県 結 城 市   | 竹本容器（昆山）有限公司              | 中 国         |
| 吉 川 事 業 所         | 埼 玉 県 吉 川 市   | Takemoto Packaging Inc.   | ア メ リ カ     |
| ジ ェ イ ・ ト ム 事 業 所 | 富 山 県 中 新 川 郡 | Takemoto Netherlands B.V. | オ ラ ン ダ     |

(9) 従業員の状況（平成27年12月31日現在）

| 従業員数 | 前連結会計年度末比増減 |
|------|-------------|
| 886名 | 3名減         |

（注）上記従業員数には、臨時従業員（パートタイマー、嘱託、顧問）262名は含んでおりません。

(10) 主要な借入先及び借入額（平成27年12月31日現在）

| 借入先                       | 借入額(千円)   |
|---------------------------|-----------|
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行       | 927,791   |
| 株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行 | 562,769   |
| 株 式 会 社 日 本 政 策 金 融 公 庫   | 345,309   |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行         | 333,236   |
| 株 式 会 社 り そ な 銀 行         | 25,000    |
| 株 式 会 社 常 陽 銀 行           | 20,000    |
| 合 計                       | 2,214,105 |

## 2. 会社の株式に関する事項（平成27年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式の総数 20,498,800株
- (2) 発行済株式の総数 5,682,200株
- (3) 株主数 1,849名
- (4) 大株主

| 株主名(上位10名)                               | 持株数（株）    | 持株比率（％） |
|------------------------------------------|-----------|---------|
| 竹 本 笑 子                                  | 1,685,000 | 29.65   |
| 若 竹 持 株 会                                | 442,900   | 7.79    |
| 竹 本 雅 英                                  | 390,000   | 6.86    |
| 竹 本 え つ こ                                | 305,000   | 5.37    |
| 日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト<br>信託銀行株式会社（信託口）     | 292,300   | 5.14    |
| 深 澤 隆 弘                                  | 265,100   | 4.67    |
| 竹 本 カ                                    | 227,000   | 3.99    |
| 日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス<br>信託銀行株式会社（信託口） | 193,300   | 3.40    |
| 深 澤 英 里 子                                | 110,000   | 1.94    |
| 山 本 健 人                                  | 103,000   | 1.81    |

（注）持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の氏名等（平成27年12月31日現在）

| 地位      | 氏名        | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                           |
|---------|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長 | 竹 本 笑 子   | 上海竹本容器包装有限公司 董事長<br>竹本容器（昆山）有限公司 董事長<br>Takemoto Packaging Inc. President<br>ジェイ・プラ事業所長兼プラスコ事業所長<br>Takemoto Netherlands B.V.President<br>管理部門統括兼経営企画室長<br><br>弁護士 熊谷・田中・津田法律事務所 パートナー |
| 常務取締役   | 深 澤 隆 弘   |                                                                                                                                                                                        |
| 取締役     | 丸 山 正 基   |                                                                                                                                                                                        |
| 取締役     | 竹 本 え つ こ |                                                                                                                                                                                        |
| 取締役     | 戸 田 琢 哉   |                                                                                                                                                                                        |
| 取締役     | 穴 田 信 次   |                                                                                                                                                                                        |
| 取締役     | 田 中 達 也   |                                                                                                                                                                                        |
| 常勤監査役   | 石 川 雅 郎   |                                                                                                                                                                                        |
| 監査役     | 伊 藤 茂 光   |                                                                                                                                                                                        |
| 監査役     | 二 宮 洋     |                                                                                                                                                                                        |

- (注) 1. 取締役のうち穴田信次氏及び田中達也氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役のうち石川雅郎氏及び二宮洋氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 社外取締役田中達也氏は弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。  
 常勤監査役石川雅郎氏、監査役伊藤茂光氏、監査役二宮洋氏は、以下のとおり財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 常勤監査役石川雅郎氏及び監査役二宮洋氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 監査役伊藤茂光氏は、当社内の経理関連部門で経理経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役穴田信次氏、監査役二宮洋氏は、東京証券取引所から確保が義務付けられた独立役員として同取引所に届け出ております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく責任限度額は、法令が規定する額としています。

## (3) 取締役及び監査役の報酬等の額

| 区分               | 支給人員         | 報酬等の額              |
|------------------|--------------|--------------------|
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 8名<br>( 2名)  | 118百万円<br>(9百万円)   |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 3名<br>( 2名)  | 11百万円<br>( 8百万円)   |
| 合計               | 11名<br>( 4名) | 129百万円<br>( 17百万円) |

(注) 1. 上記のほか、海外の当社連結子会社に常駐している取締役3名に対して、それぞれ当該連結子会社より総額4百万円の報酬を支給しております。

2. 上記の取締役及び監査役の支給人員には、平成27年3月27日開催の第64期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。

## (4) 社外役員に関する事項

## ① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

該当事項はございません。

## ② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はございません。

## ③ 当事業年度における主な活動状況

取締役穴田信次氏、取締役田中達也氏は23回中23回全ての取締役会に出席し、それぞれ専門的見地から適時必要な発言を行っております。

監査役石川雅郎氏、監査役二宮洋氏は当事業年度開催の取締役会23回中23回の全てに出席、監査役会14回中14回の全てに出席し、適時必要な発言を行っております。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 新日本有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                     | 支払額      |
|-------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 20,800千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 20,800千円 |

(注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項以外の業務を委託しておりません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

### (5) 会計監査人が現に受けている業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付で発表した懲戒処分の内容の概要は以下のとおりです。

#### ① 処分対象

新日本有限責任監査法人

#### ② 処分の内容

業務改善命令（業務管理体制の改善）

3ヶ月間の業務の一部停止命令（契約の新規の締結に間する業務の停止）

（平成28年1月1日から平成28年3月31日まで）

併せて、同日、約21億円の課徴金納付命令に係る審判手続開始を決定

#### ③ 処分の理由

ア 株式会社東芝の平成22年3月期、平成24年3月期及び平成25年3月期における財務書類の監査において、同監査法人の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のないものとして証明したため

イ 同監査法人の運営が著しく不当と認められたため

## 6. 会社の体制および方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

### (1) 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、「コンプライアンス規程」を制定し、全役員及び全従業員に周知徹底させるとともに、その遵守を求め、コンプライアンス意識の向上のために、外部から講師を招聘するなど の施策を講じております。また、必要に応じてその内容を見直し、追加及び修正しております。

内部監査担当は、当社各部門ならびにグループ各社に対して網羅的に内部監査を実施し、法令、定款及び社内諸規程等への準拠性を監査し、定期的に代表取締役社長及び監査役等に報告しております。

### (2) 取締役及び執行役員の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会・取締役会のほか重要な会議の意思決定や各取締役が「業務分掌規程」及び「職務権限規程」に基づいて行なった決裁、取締役の職務執行に係る情報について、取締役会の議事録、稟議書等を作成し、法令及び「文書管理規程」に定められた期間、適切に保存及び管理しております。

### (3) 損失の危機管理に関する規程その他の体制

「職務権限規程」、「業務分掌規程」、「組織規程」及びその他の社内規程に基づき、取締役ならびに担当役員権限を付与された責任者が担当分掌範囲において責任を持ってリスク管理体制を構築しており、リスク管理の観点から特に重要な事項が生じた場合等については、取締役会の決議により、規程の制定及び改廃を行なう体制となっております。

### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

取締役会は経営方針・戦略の意思決定機関であり、取締役7名で構成されており、法令及び「取締役会規程」で定められた事項、その他経営に関する重要事項を決定し、その業務執行状況を監督するため、取締役会を定例（毎月1回）及び臨時に開催しております。

また、取締役が職務の執行を妥当かつ効率的に行なう基礎となる経営情報等を得るため、毎月社内各部門ならびにグループ会社の業務執行状況について、取締役会に先立って月次報告書が作成されております。当該内容は社内限定のグループウェアを通じて取締役及び監査役のほか部門長により共有されております。

- (5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、当社の企業規模から、監査役の職務を補助すべき専任の使用人を置いておりません。ただし、監査役は監査業務に必要な事項を経理部または総務部に依頼することができることとなっております。

- (6) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役より監査役を補助することの要請を受けた場合、経理部または総務部の使用人はその要請に関して取締役及び上長の指揮命令を受けません。また、当該使用人の任命、人事異動及び人事評価には常勤監査役の同意を必要とします。

- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制、その他監査役の監査が効率的に行なわれることを確保するための体制

監査役は、いつでも取締役及び使用人に対して報告及び情報の提供を求めることができ、取締役及び使用人は、監査役から報告及び情報提供を求められた場合は、遅滞なく情報提供等ができるように、監査役監査の環境整備に努めております。また、監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行ない、併せて内部監査担当及び会計監査人と定期的に協議会を開催し、監査の方法及び監査結果等について報告を受け、相互に連携を図っております。

- (8) 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

金融商品取引法の定めに基づき、財務報告の信頼性と適正性を確保するために、全社統制、業務プロセスの統制を強化する内部統制システムを構築・運用・評価し、不備があれば是正する体制を構築しております。

- (9) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制

「反社会的勢力排除に関する規程」を制定し、いかなる場合においても反社会的勢力に対し毅然とした姿勢をもって対峙し、その不当な要求に対しては関係機関とも連携のうえ、これに応じないことの徹底を図ることとしています。



# 連結貸借対照表

(平成27年12月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額               | 科 目                | 金 額               |
|-----------------|-------------------|--------------------|-------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                   | <b>(負債の部)</b>      |                   |
| <b>流動資産</b>     | <b>5,243,621</b>  | <b>流動負債</b>        | <b>3,480,449</b>  |
| 現金及び預金          | 1,369,017         | 支払手形及び買掛金          | 1,869,362         |
| 受取手形及び売掛金       | 2,771,795         | 1年内返済予定の長期借入金      | 557,797           |
| 商品及び製品          | 718,159           | リース債務              | 513               |
| 仕掛品             | 40,291            | 未払法人税等             | 293,093           |
| 原材料及び貯蔵品        | 197,333           | その他                | 759,682           |
| 繰延税金資産          | 79,357            |                    |                   |
| その他             | 68,840            |                    |                   |
| 貸倒引当金           | △1,173            |                    |                   |
| <b>固定資産</b>     | <b>5,713,197</b>  | <b>固定負債</b>        | <b>1,900,911</b>  |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>5,242,261</b>  |                    |                   |
| 建物及び構築物         | 2,844,232         | 長期借入金              | 1,656,308         |
| 減価償却累計額         | △937,907          | 退職給付に係る負債          | 223,016           |
| 建物及び構築物 (純額)    | 1,906,325         | 資産除去債務             | 21,587            |
| 機械装置及び運搬具       | 3,814,765         | <b>負債合計</b>        | <b>5,381,360</b>  |
| 減価償却累計額         | △2,482,624        | <b>(純資産の部)</b>     |                   |
| 機械装置及び運搬具(純額)   | 1,332,140         | <b>株主資本</b>        | <b>4,959,766</b>  |
| 工具、器具及び備品       | 345,407           | <b>資本金</b>         | <b>332,059</b>    |
| 減価償却累計額         | △255,320          | <b>資本剰余金</b>       | <b>558,860</b>    |
| 工具、器具及び備品 (純額)  | 90,086            | <b>利益剰余金</b>       | <b>4,068,934</b>  |
| 金型              | 4,536,140         | <b>自己株式</b>        | <b>△87</b>        |
| 減価償却累計額         | △3,964,914        | <b>その他の包括利益累計額</b> | <b>615,691</b>    |
| 金型 (純額)         | 571,226           | その他有価証券評価差額金       | 2,252             |
| 土地              | 751,701           | 為替換算調整勘定           | 625,060           |
| 建設仮勘定           | 590,780           | 退職給付に係る調整累計額       | △11,621           |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>247,950</b>    | <b>純資産合計</b>       | <b>5,575,458</b>  |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>222,985</b>    | <b>負債・純資産合計</b>    | <b>10,956,819</b> |
| 投資有価証券          | 6,096             |                    |                   |
| 繰延税金資産          | 67,667            |                    |                   |
| その他             | 150,733           |                    |                   |
| 貸倒引当金           | △1,511            |                    |                   |
| <b>資産合計</b>     | <b>10,956,819</b> |                    |                   |

連結損益計算書

(自 平成27年 1 月 1 日)  
(至 平成27年12月31日)

(単位：千円)

| 科 目            | 金 額     |            |
|----------------|---------|------------|
| 売 上 高          |         | 12,221,168 |
| 売 上 原 価        |         | 8,374,871  |
| 売上総利益          |         | 3,846,296  |
| 販売費及び一般管理費     |         | 2,595,825  |
| 営業利益           |         | 1,250,470  |
| 営業外収益          |         |            |
| 受取利息           | 7,094   |            |
| 受取配当金          | 144     |            |
| 為替差益           | 318     |            |
| 助成金収入          | 26,709  |            |
| その他            | 11,368  | 45,633     |
| 営業外費用          |         |            |
| 支払利息           | 18,563  |            |
| その他            | 1,609   | 20,173     |
| 経常利益           |         | 1,275,930  |
| 特別利益           |         |            |
| 固定資産売却益        | 322     | 322        |
| 特別損失           |         |            |
| 固定資産売却損        | 1,894   |            |
| 固定資産除却損        | 13,053  |            |
| 減損損失           | 3,320   | 18,268     |
| 税金等調整前当期純利益    |         | 1,257,984  |
| 法人税、住民税及び事業税   | 479,540 |            |
| 法人税等調整額        | △49,176 | 430,364    |
| 少数株主損益調整前当期純利益 |         | 827,620    |
| 当期純利益          |         | 827,620    |

## 連結株主資本等変動計算書

(自 平成27年 1 月 1 日)  
(至 平成27年12月31日)

(単位：千円)

|                         | 株主資本    |         |           |      |           |
|-------------------------|---------|---------|-----------|------|-----------|
|                         | 資 本 金   | 資本剰余金   | 利益剰余金     | 自己株式 | 株主資本合計    |
| 当期首残高                   | 332,059 | 558,860 | 3,417,462 | －    | 4,308,382 |
| 当期変動額                   |         |         |           |      |           |
| 剰余金の配当                  |         |         | △176,148  |      | △176,148  |
| 当期純利益                   |         |         | 827,620   |      | 827,620   |
| 自己株式の取得                 |         |         |           | △87  | △87       |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |         |         |           |      |           |
| 当期変動額合計                 | －       | －       | 651,471   | △87  | 651,384   |
| 当期末残高                   | 332,059 | 558,860 | 4,068,934 | △87  | 4,959,766 |

|                         | その他の包括利益累計額      |              |                  |                   | 純資産合計     |
|-------------------------|------------------|--------------|------------------|-------------------|-----------|
|                         | その他有価証券<br>評価差額金 | 為替換算<br>調整勘定 | 退職給付に係る<br>調整累計額 | その他の包括利益<br>累計額合計 |           |
| 当期首残高                   | 1,955            | 776,625      | △9,551           | 769,029           | 5,077,411 |
| 当期変動額                   |                  |              |                  |                   |           |
| 剰余金の配当                  |                  |              |                  |                   | △176,148  |
| 当期純利益                   |                  |              |                  |                   | 827,620   |
| 自己株式の取得                 |                  |              |                  |                   | △87       |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） | 296              | △151,564     | △2,069           | △153,337          | △153,337  |
| 当期変動額合計                 | 296              | △151,564     | △2,069           | △153,337          | 498,046   |
| 当期末残高                   | 2,252            | 625,060      | △11,621          | 615,691           | 5,575,458 |

## 連 結 注 記 表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### (1) 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社数 5社

連結子会社の名称

株式会社共栄プラスコ

上海竹本容器包装有限公司

竹本容器（昆山）有限公司

Takemoto Packaging Inc.

Takemoto Netherlands B.V.

平成27年9月16日にTakemoto Netherlands B.V.を新規設立し、当連結会計年度より連結子会社として連結の範囲に含めております。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

#### (4) 会計処理基準に関する事項

##### ①重要な資産の評価基準及び評価方法

##### イ.有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

##### ロ.たな卸資産

商品及び製品、仕掛品、原材料

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

## ②重要な減価償却資産の減価償却の方法

### イ.有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

|           |       |
|-----------|-------|
| 建物及び構築物   | 3～44年 |
| 機械装置及び運搬具 | 2～12年 |
| 工具、器具及び備品 | 2～20年 |
| 金型        | 2～5年  |

### ロ.無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（2～5年）に基づく定額法を採用しております。

### ハ.リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### ニ.長期前払費用

均等償却によっております。

## ③重要な引当金の計上基準

### 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

## ④退職給付に係る会計処理の方法

### イ.退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

### ロ.数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

#### ハ.小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社については、期末自己都合要支給額を退職給付債務とする簡便法を適用しております。

#### ⑤重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

#### ⑥その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社及び国内連結子会社では、有形固定資産（平成10年4月1日以降に取得した建物を除く）の減価償却方法について、従来は定率法によっておりましたが、当連結会計年度より定額法に変更しております。

当社グループでは、平成27年度を初年度とする中期経営計画において、少量多品種、短納期に対するニーズやコスト要求、品質要求に応えるため、ジェイ・トム事業所の新工場建設及び生産体制の整理等による生産ラインを効率化する投資を計画しております。これを契機に、自社の有形固定資産の利用状況を検討いたしました。

これまでの施策により内製化が一定水準まで進み、安定的な稼働が行える段階に達しつつあり、今後の投資により歩留まり並びに稼働率は改善し、安定的な生産が見込まれています。また、供給に関しては協力メーカーとの良好な関係を維持して製品供給を行い、自社の工場の稼働は適正な生産水準を維持することを計画しております。

この結果、工場設備及び機械装置等は安定的な生産水準のもと、平均的に使用されるものであり、減価償却の方法についても、使用期間にわたり費用を均等配分する定額法を採用することで、経済実態をより適切に反映すると判断し、当連結会計年度において定額法に変更いたしました。

これにより、従来の方法に比べて、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ213,081千円増加しております。

### 3. 連結貸借対照表に関する注記

#### (1) 担保資産及び担保付債務

##### ①担保に供している資産

|         |           |
|---------|-----------|
| 建物及び構築物 | 276,131千円 |
| 土地      | 198,900千円 |
| 計       | 475,031千円 |

##### ②担保付債務

|               |           |
|---------------|-----------|
| 1年内返済予定の長期借入金 | 89,412千円  |
| 長期借入金         | 255,897千円 |
| 計             | 345,309千円 |

#### (2) 連結会計年度末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、当連結会計年度末日は金融機関が休日であったため、連結会計年度末日満期手形が当連結会計年度末残高に含まれております。

|      |          |
|------|----------|
| 受取手形 | 97,216千円 |
|------|----------|

#### (3) 運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行7行と貸出コミットメントライン契約及び当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

|                          |             |
|--------------------------|-------------|
| 貸出コミットメントライン及び当座貸越極度額の総額 | 2,017,200千円 |
| 借入実行残高                   | 一千円         |
| 差引額                      | 2,017,200千円 |

#### 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

##### (1) 発行株式数に関する事項

| 株式の種類   | 当連結会計年度期首 | 増加 | 減少 | 当連結会計年度末  |
|---------|-----------|----|----|-----------|
| 普通株式(株) | 5,682,200 | －  | －  | 5,682,200 |

##### (2) 配当に関する事項

###### ①配当金支払額

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額    | 1株当たり<br>配当額 | 基準日         | 効力発生日      |
|----------------------|-------|-----------|--------------|-------------|------------|
| 平成27年3月27日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 107,961千円 | 19円00銭       | 平成26年12月31日 | 平成27年3月30日 |
| 平成27年8月10日<br>取締役会   | 普通株式  | 68,186千円  | 12円00銭       | 平成27年6月30日  | 平成27年9月7日  |

###### ②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| 決議予定                 | 株式の種類 | 配当金の総額   | 配当の原資 | 1株当たり<br>配当額 | 基準日             | 効力発生日          |
|----------------------|-------|----------|-------|--------------|-----------------|----------------|
| 平成28年3月29日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 90,914千円 | 利益剰余金 | 16円00銭       | 平成27年<br>12月31日 | 平成28年<br>3月30日 |

## 5. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ①金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については安全性の高い金融資産で運用し、資金調達については、設備投資計画に照らして、主に銀行借入によっております。

#### ②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、回収遅延債権については、個別に把握及び対応を行う体制としております。また、売掛債権管理規程に従い、取引先の信用状況を定期的に把握し、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減に努めております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが4ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で10年であります。借入金は、主に固定金利による調達により、金利の変動リスクを抑制しております。

#### ③金融商品に係るリスク管理体制

##### イ.信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は売掛債権管理規程に従い、営業債権について営業部業務担当が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングして取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、同様の管理を行っております。

##### ロ.市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価又は発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、取引先企業との関係を勘案して保有状況を定期的に見直しております。

##### ハ.資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部門からの報告に基づき経理部が適時に資金繰計画を作成・更新することによって、流動性リスクを管理しております。

#### ④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)を参照ください)。

|               | 連結貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価<br>(千円) | 差額<br>(千円) |
|---------------|--------------------|------------|------------|
| (1)現金及び預金     | 1,369,017          | 1,369,017  | —          |
| (2)受取手形及び売掛金  | 2,771,795          |            |            |
| 貸倒引当金 (※1)    | △1,172             |            |            |
|               | 2,770,622          | 2,770,622  | —          |
| (3)投資有価証券     |                    |            |            |
| その他有価証券       | 6,096              | 6,096      | —          |
| 資産計           | 4,145,736          | 4,145,736  | —          |
| (1)支払手形及び買掛金  | 1,869,362          | 1,869,362  | —          |
| (2)長期借入金 (※2) | 2,214,105          | 2,216,965  | 2,860      |
| 負債計           | 4,083,467          | 4,086,328  | 2,860      |

(※1) 受取手形及び売掛金に個別計上している貸倒引当金を控除しております。

(※2) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

## 資 産

## (1) 現金及び預金 (2) 受取手形及び売掛金

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (3) 投資有価証券

これらの時価は、取引所の価格によっております。

## 負 債

## (1) 支払手形及び買掛金

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (2) 長期借入金

固定金利による借入金については、DCF法を用いた(割引金利を「リスク・フリー・レート＋スプレッド」とする計算方法)将来キャッシュ・フローの現在価値を合計し、時価を算定しております。

変動金利による借入金については、金利が一定期間ごとに更改される条件となっているため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位：千円)

| 区分    |   |
|-------|---|
| 非上場株式 | 0 |

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため「(3)投資有価証券」については含めておりません。

#### 6. 1株当たり情報に関する注記

|              |         |
|--------------|---------|
| 1株当たり純資産額    | 981.22円 |
| 1株当たり当期純利益金額 | 145.65円 |

#### 7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 貸 借 対 照 表

(平成27年12月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額              | 科 目             | 金 額              |
|-----------------|------------------|-----------------|------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                  | <b>(負債の部)</b>   |                  |
| <b>流動資産</b>     | <b>4,302,004</b> | <b>流動負債</b>     | <b>2,984,231</b> |
| 現金及び預金          | 736,015          | 支払手形            | 1,369,481        |
| 受取手形            | 978,533          | 買掛金             | 349,272          |
| 売掛金             | 1,302,884        | 1年内返済予定の長期借入金   | 415,577          |
| 商品及び製品          | 560,688          | 未払金             | 147,016          |
| 仕掛品             | 20,227           | 未払費用            | 196,554          |
| 原材料及び貯蔵品        | 114,306          | 未払法人税等          | 255,859          |
| 前払費用            | 46,413           | 前受金             | 43,559           |
| 繰延税金資産          | 56,585           | 預り金             | 39,976           |
| 関係会社短期貸付金       | 476,805          | 設備関係支払手形        | 133,367          |
| その他             | 11,042           | その他             | 33,565           |
| 貸倒引当金           | △1,498           | <b>固定負債</b>     | <b>1,745,048</b> |
| <b>固定資産</b>     | <b>3,823,832</b> | 長期借入金           | 1,527,988        |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>2,213,003</b> | 退職給付引当金         | 195,473          |
| 建物              | 671,616          | 資産除去債務          | 21,587           |
| 構築物             | 20,974           | <b>負債合計</b>     | <b>4,729,280</b> |
| 機械及び装置          | 656,028          | <b>(純資産の部)</b>  |                  |
| 車両運搬具           | 606              | <b>株主資本</b>     | <b>3,394,304</b> |
| 工具、器具及び備品       | 64,219           | <b>資本金</b>      | <b>332,059</b>   |
| 金型              | 268,295          | <b>資本剰余金</b>    | <b>558,860</b>   |
| 土地              | 86,238           | 資本準備金           | 379,117          |
| 建設仮勘定           | 445,023          | その他資本剰余金        | 179,743          |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>174,379</b>   | <b>利益剰余金</b>    | <b>2,503,472</b> |
| 借地権             | 83,452           | 利益準備金           | 10,600           |
| ソフトウェア          | 71,001           | その他利益剰余金        | 2,492,872        |
| その他             | 19,926           | 特別償却準備金         | 60,592           |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>1,436,450</b> | 別途積立金           | 118,000          |
| 投資有価証券          | 6,096            | 繰越利益剰余金         | 2,314,279        |
| 関係会社株式          | 1,160,925        | <b>自己株式</b>     | <b>△87</b>       |
| 出資金             | 350              | <b>評価・換算差額等</b> | <b>2,252</b>     |
| 関係会社長期貸付金       | 25,000           | その他有価証券評価差額金    | 2,252            |
| 破産更生債権等         | 1,511            | <b>純資産合計</b>    | <b>3,396,556</b> |
| 長期前払費用          | 55,255           | <b>負債・純資産合計</b> | <b>8,125,837</b> |
| 繰延税金資産          | 51,904           |                 |                  |
| その他             | 137,095          |                 |                  |
| 貸倒引当金           | △1,688           |                 |                  |
| <b>資産合計</b>     | <b>8,125,837</b> |                 |                  |

# 損 益 計 算 書

(自 平成27年 1 月 1 日)  
(至 平成27年12月31日)

(単位：千円)

| 科 目               | 金 額       |                  |
|-------------------|-----------|------------------|
| <b>売上高</b>        |           |                  |
| 商品及び製品売上高         | 9,051,234 |                  |
| その他の売上高           | 107,359   | 9,158,594        |
| <b>売上原価</b>       |           |                  |
| 商品及び製品売上原価        |           |                  |
| 商品及び製品期首たな卸高      | 453,666   |                  |
| 当期商品及び製品仕入高       | 2,915,623 |                  |
| 当期製品製造原価          | 3,343,770 |                  |
| 商品及び製品期末たな卸高      | 560,688   | 6,152,372        |
| その他の売上原価          |           | 97,836           |
| 売上原価合計            |           | 6,250,208        |
| <b>売上総利益</b>      |           | <b>2,908,386</b> |
| <b>販売費及び一般管理費</b> |           | <b>2,134,128</b> |
| <b>営業利益</b>       |           | <b>774,257</b>   |
| <b>営業外収益</b>      |           |                  |
| 受取利息              | 6,912     |                  |
| 受取配当金             | 144       |                  |
| 仕入割引              | 233       |                  |
| 助成金収入             | 8,632     |                  |
| 為替差益              | 302       |                  |
| その他               | 10,366    | 26,593           |
| <b>営業外費用</b>      |           |                  |
| 支払利息              | 14,875    |                  |
| その他               | 1,394     | 16,269           |
| <b>経常利益</b>       |           | <b>784,580</b>   |
| <b>特別利益</b>       |           |                  |
| 固定資産売却益           | 214       | 214              |
| <b>特別損失</b>       |           |                  |
| 固定資産除却損           | 10,745    | 10,745           |
| <b>税引前当期純利益</b>   |           | <b>774,049</b>   |
| 法人税、住民税及び事業税      | 337,635   |                  |
| 法人税等調整額           | △44,805   | 292,829          |
| <b>当期純利益</b>      |           | <b>481,219</b>   |

株主資本等変動計算書

(自 平成27年 1 月 1 日)  
(至 平成27年12月31日)

(単位：千円)

|                     | 株主資本    |         |          |         |        |                     |
|---------------------|---------|---------|----------|---------|--------|---------------------|
|                     | 資本金     | 資本剰余金   |          |         | 利益剰余金  |                     |
|                     |         | 資本準備金   | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金  | その他利益剰余金<br>特別償却準備金 |
| 当期首残高               | 332,059 | 379,117 | 179,743  | 558,860 | 10,600 | 82,678              |
| 当期変動額               |         |         |          |         |        |                     |
| 特別償却準備金の取崩          |         |         |          |         |        | △22,085             |
| 剰余金の配当              |         |         |          |         |        |                     |
| 当期純利益               |         |         |          |         |        |                     |
| 自己株式の取得             |         |         |          |         |        |                     |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） |         |         |          |         |        |                     |
| 当期変動額合計             | －       | －       | －        | －       | －      | △22,085             |
| 当期末残高               | 332,059 | 379,117 | 179,743  | 558,860 | 10,600 | 60,592              |

|                     | 株主資本     |             |             |      |            | 評価・換算<br>差額等         | 純資産<br>合計 |
|---------------------|----------|-------------|-------------|------|------------|----------------------|-----------|
|                     | 利益剰余金    |             |             | 自己株式 | 株主資本<br>合計 | その他<br>有価証券<br>評価差額金 |           |
|                     | その他利益剰余金 |             | 利益剰余金<br>合計 |      |            |                      |           |
|                     | 別途積立金    | 繰越利益<br>剰余金 |             |      |            |                      |           |
| 当期首残高               | 118,000  | 1,987,122   | 2,198,400   | －    | 3,089,320  | 1,955                | 3,091,276 |
| 当期変動額               |          |             |             |      |            |                      |           |
| 特別償却準備金の取崩          |          | 22,085      |             |      |            |                      | －         |
| 剰余金の配当              |          | △176,148    | △176,148    |      | △176,148   |                      | △176,148  |
| 当期純利益               |          | 481,219     | 481,219     |      | 481,219    |                      | 481,219   |
| 自己株式の取得             |          |             |             | △87  | △87        |                      | △87       |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） |          |             |             |      |            | 296                  | 296       |
| 当期変動額合計             | －        | 327,157     | 305,071     | △87  | 304,983    | 296                  | 305,280   |
| 当期末残高               | 118,000  | 2,314,279   | 2,503,472   | △87  | 3,394,304  | 2,252                | 3,396,556 |

## 個 別 注 記 表

### 1. 重要な会計方針

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

##### ①子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

##### ②その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

#### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

##### ①商品及び製品、原材料、仕掛品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

##### ②貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

#### (3) 固定資産の減価償却の方法

##### ①有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

|           |        |
|-----------|--------|
| 建物        | 3～44年  |
| 構築物       | 10～20年 |
| 機械及び装置    | 2～12年  |
| 車両運搬具     | 4～7年   |
| 工具、器具及び備品 | 4～20年  |
| 金型        | 2年     |

##### ②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

### ③リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### ④長期前払費用

均等償却によっております。

## (4) 引当金の計上基準

### ①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

### ②退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

なお、数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

## (5) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理方法は連結計算書類におけるこれらの処理と異なっております。

## (6) その他計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

当社は、有形固定資産（平成10年4月1日以降に取得した建物を除く）の減価償却方法について、従来は定率法によっておりましたが、当事業年度より定額法に変更しております。

当社では、平成27年度を初年度とする中期経営計画において、少量多品種、短納期に対するニーズやコスト要求、品質要求に応えるため、ジェイ・トム事業所の新工場建設及び生産体制の整理等による生産ラインを効率化する投資を計画しております。これを契機に、自社の有形固定資産の利用状況を検討いたしました。

これまでの施策により内製化が一定水準まで進み、安定的な稼働が行える段階に達しつつあり、今後の投資により歩留まり並びに稼働率は改善し、安定的な生産が見込まれています。また、供給に関しては協力メーカ

一との良好な関係を維持して製品供給を行い、自社の工場の稼働は適正な生産水準を維持することを計画しております。

この結果、工場設備及び機械装置等は安定的な生産水準のもと、平均的に使用されるものであり、減価償却の方法についても、使用期間にわたり費用を均等配分する定額法を採用することで、経済実態をより適切に反映すると判断し、当事業年度において定額法に変更いたしました。

これにより、従来の方法に比べて、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ210,527千円増加しております。

### 3. 貸借対照表に関する注記

#### (1)関係会社に対する資産及び負債

|        |          |
|--------|----------|
| 短期金銭債権 | 21,716千円 |
| 長期金銭債権 | 59,400千円 |
| 短期金銭債務 | 40,898千円 |

(2)有形固定資産の減価償却累計額 6,092,104千円

#### (3)担保資産及び担保付債務

##### ①担保に供している資産

|    |          |
|----|----------|
| 建物 | 18,047千円 |
| 計  | 18,047千円 |

##### ②担保付債務

|               |           |
|---------------|-----------|
| 1年内返済予定の長期借入金 | 70,752千円  |
| 長期借入金         | 237,137千円 |
| 計             | 307,889千円 |

## (4)保証債務

以下の関係会社について、金融機関からの借入金及びリース会社からの割賦債務に対し債務保証を行っております。

|              |           |
|--------------|-----------|
| 株式会社共栄プラスコ   | 233,120千円 |
| 竹本容器（昆山）有限公司 | 13,000千円  |
| 計            | 246,120千円 |

(5)事業年度末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当事業年度末日は金融機関が休日であったため、次の事業年度末日満期手形が事業年度末残高に含まれております。

|      |          |
|------|----------|
| 受取手形 | 97,216千円 |
|------|----------|

(6)運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行4行と貸出コミットメントライン契約及び当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

|                          |             |
|--------------------------|-------------|
| 貸出コミットメントライン及び当座貸越極度額の総額 | 1,350,000千円 |
| 借入実行残高                   | －千円         |
| 差引額                      | 1,350,000千円 |

## 4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

|             |           |
|-------------|-----------|
| 営業取引高       |           |
| 売上高         | 85,558千円  |
| 仕入高         | 29,327千円  |
| その他営業取引の取引高 | 519,281千円 |
| 営業取引以外の取引高  | 8,949千円   |

## 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式数

|      |     |
|------|-----|
| 普通株式 | 40株 |
|------|-----|

## 6. 税効果会計関係に関する注記

### (1)繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

#### ①流動資産

##### 繰延税金資産

|              |          |
|--------------|----------|
| 未払事業税        | 18,009千円 |
| 未払賞与         | 22,936千円 |
| 未払法定福利費      | 9,891千円  |
| その他          | 5,747千円  |
| 繰延税金資産（流動）合計 | 56,585千円 |

#### ②固定資産

##### 繰延税金資産

|                    |          |
|--------------------|----------|
| 退職給付引当金            | 63,081千円 |
| 一括償却資産に係る損金算入限度超過額 | 1,748千円  |
| 会員権評価額             | 9,666千円  |
| 減価償却超過額            | 7,885千円  |
| 資産除去債務             | 6,964千円  |
| その他                | 5,186千円  |
| 小計                 | 94,532千円 |
| 評価性引当額             | △9,666千円 |
| 繰延税金資産（固定）合計       | 84,865千円 |

##### 繰延税金負債

|                 |           |
|-----------------|-----------|
| 資産除去債務に対応する除去費用 | △2,630千円  |
| その他有価証券評価差額金    | △1,072千円  |
| 特別償却準備金         | △29,257千円 |
| 繰延税金負債（固定）合計    | △32,961千円 |
| 繰延税金資産（固定）純額    | 51,904千円  |

## (2) 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率の引き下げ等が行われることになりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の35.6%から、平成28年度1月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.1%に、平成29年度1月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については32.3%に変更されております。

なお、この税率変更により当事業年度末の繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は10,022千円減少し、法人税等調整額が10,134千円の増加、その他有価証券評価差額金が112千円減少しております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

| 種類  | 会社等の名称            | 議決権の<br>所有(被所有)<br>割合 (%) | 関連当事者<br>との関係    | 取引の内容                         | 取引金額<br>(千円)<br>(注) 3 | 科目            | 期末残高<br>(千円) |
|-----|-------------------|---------------------------|------------------|-------------------------------|-----------------------|---------------|--------------|
| 子会社 | 株式会社<br>共栄プラスコ    | 所有<br>直接100.0             | 資金の貸付、<br>担保被提供  | 資金の貸付<br>(注) 1                | 150,000               | 関係会社<br>短期貸付金 | 420,000      |
|     |                   |                           |                  | 貸金の回収<br>(注) 1                | 30,000                |               |              |
|     |                   |                           |                  | 利息の受取<br>(注) 1                | 3,955                 | 流動資産<br>その他   | 1,169        |
|     |                   |                           |                  | 当社銀行借入<br>に対する担保<br>被提供 (注) 2 | 307,889               | —             | —            |
| 子会社 | 竹本容器 (昆山)<br>有限公司 | 所有<br>直接100.0             | 資金の貸付先、<br>役員の兼任 | 資金の回収<br>(注) 1                | 98,055                | 関係会社<br>短期貸付金 | 56,805       |
|     |                   |                           |                  |                               |                       | 関係会社<br>長期貸付金 | 25,000       |
|     |                   |                           |                  | 利息の受取<br>(注) 1                | 2,927                 | 流動資産<br>その他   | 278          |

取引条件及び取引価額の決定方針等

- (注) 1. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
2. 当社の金融機関からの借入れに対して、子会社から担保の提供を受けているものであり、取引金額は借入債務の期末残高を記載しております。なお、保証料の支払いを行っておりません。
3. 取引金額には消費税が含まれておりません。

(2) 役員及び個人主要株主等

| 種類                     | 会社等の名称<br>又は氏名 | 議決権の所有<br>(被所有)<br>割合 (%) | 関連当事者<br>との関係 | 取引の内容        | 取引金額<br>(千円) | 科目 | 期末残高<br>(千円) |
|------------------------|----------------|---------------------------|---------------|--------------|--------------|----|--------------|
| 役員及び個人<br>主要株主の<br>近親者 | 竹本雅英           | 被所有<br>直接6.9              | 当社相談役         | 相談役報酬<br>の支払 | 5,850        | —  | —            |

(注) 相談役の報酬は、業務内容を勘案の上、決定しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

|              |         |
|--------------|---------|
| 1株当たり純資産額    | 597.76円 |
| 1株当たり当期純利益金額 | 84.69円  |

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成28年2月22日

竹本容器株式会社  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山 崎 博 行 ㊞  
業 務 執 行 社 員指定有限責任社員 公認会計士 廿 楽 真 明 ㊞  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、竹本容器株式会社の平成27年1月1日から平成27年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

## 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、竹本容器株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 強調事項

会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更に記載されているとおり、会社及び国内連結子会社は、従来、有形固定資産の減価償却方法について、主として定率法を採用していたが、当連結会計年度より定額法に変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 独立監査人の監査報告書

平成28年2月22日

竹本容器株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山 崎 博 行 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 廿 楽 真 明 ㊞  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、竹本容器株式会社の平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第65期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 強調事項

会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更に記載されているとおり、会社は、従来、有形固定資産の減価償却方法について、主として定率法を採用していたが、当事業年度より定額法に変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |           |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 監 査 報 告 書                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |           |
| 当監査役会は、平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第65期事業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。                                                                                                                                                                                                                                              |           |
| 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |           |
| 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。                                           |           |
| また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。                                                                                                                                                                            |           |
| なお、財務報告に係る内部統制については、取締役及び会計監査人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。                                                                                                                                                                                                                                                                           |           |
| 子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。                                                                                                                                                                                                                                                                                       |           |
| 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |           |
| さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また会計監査人より「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。 |           |
| 2. 監査の結果                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |           |
| (1) 事業報告等の監査結果                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |           |
| 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |           |
| 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令及び定款に違反する重大な事実は認められません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |           |
| 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |           |
| (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |           |
| 会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |           |
| (3) 連結計算書類の監査結果                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |           |
| 会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |           |
| 平成28年2月22日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |           |
| 竹本容器株式会社 監査役会                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |           |
| 常 勤 監 査 役                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 石 川 雅 郎 ㊟ |
| 監 査 役                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 伊 藤 茂 光 ㊟ |
| 監 査 役                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 二 宮 洋 ㊟   |

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

当事業年度の期末配当につきましては、経営体質の強化と今後の事業展開等を勘案し、内部留保にも意を用い、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

##### (1) 配当財産の種類

金銭

##### (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金 16 円 総額 90,914,560 円

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年3月30日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1.提案の理由

取締役会の監督機能を強化し、一層のコーポレート・ガバナンスの向上および意思決定の迅速化を図るため、監査等委員会設置会社に移行いたしたく、この移行に必要となる、監査等委員会および監査等委員に関する規程の新設並びに監査役会および監査役に関する規定の削除等、定款の一部変更を行います。また、2014年6月27日公布の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により、責任限定契約を締結できる役員の範囲が拡大することに伴い、業務執行を行わない取締役が、期待される役割を十分に発揮すべく、責任限定契約を締結できるようにする旨の変更等をあわせて行います。

### 2.変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

| 現行定款                                                                                                                                                                                                      | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1章 総 則<br>第1条～第4条<条文省略><br><br><新設><br><br>第2章 株 式<br>第5条～第11条<条文省略><br>第3章 株主総会<br>第12条～第16条<条文省略><br>第4章 取締役および取締役会<br>(取締役会の設置)<br>第17条 当社は、取締役会を置く。<br>(取締役の員数)<br>第18条 当社の取締役は、9名以内とする。<br><br><新設> | 第1章 総 則<br>第1条～第4条<現行どおり><br>(機関)<br>第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。<br>(1) 取締役会<br>(2) 監査等委員会<br>(3) 会計監査人<br><br>第2章 株 式<br>第6条～第12条<現行どおり><br>第3章 株主総会<br>第13条～第17条<現行どおり><br>第4章 取締役および取締役会<br><br><削除><br>(取締役の員数)<br>第18条 当社の取締役は、14名以内とする。<br><br>2. 前項の取締役のうち5名以内を監査等委員である取締役とする。 |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役の選任)<br/>第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(取締役の任期)<br/>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>第21条～第22条&lt;条文省略&gt;</p> <p>(取締役会の招集通知)<br/>第23条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役会の決議の方法)<br/>第24条&lt;条文省略&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>(取締役会の決議の省略)<br/>第25条 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<br/><u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> | <p>(取締役の選任)<br/>第19条 監査等委員である取締役とそれ以外の取締役は、株主総会の決議によって<u>区別して</u>選任する。</p> <p>2. 取締役（監査等委員である取締役を含む。）の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(取締役の任期)<br/>第20条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p><u>2.前項にかかわらず監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第21条～第22条&lt;現行どおり&gt;</p> <p>(取締役会の招集通知)<br/>第23条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役会の決議の方法)<br/>第24条&lt;現行どおり&gt;</p> <p>(業務執行の委任)<br/>第25条 取締役会は、その決議によって会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く重要な業務執行の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略)<br/>第26条 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役会の議事録)<br/>第26条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(取締役会規程)<br/>第27条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(取締役の報酬等)<br/>第28条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によってこれを定める。</p> <p>(取締役の責任免除)<br/>第29条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> | <p>(取締役会の議事録)<br/>第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(取締役会規程)<br/>第28条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(取締役の報酬等)<br/>第29条 取締役の報酬等は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によってこれを定める。</p> <p>(取締役の責任免除)<br/>第30条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p>(監査等委員会)<br/>第31条 監査等委員会は、監査等委員である取締役に組織する。<br/><u>2. 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>(監査等委員会の招集通知)<br/>第32条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。<u>ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u><br/><u>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> |

| 現行定款                                                                                                                  | 変更案                                                                                                                            |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <新設>                                                                                                                  | <p>(監査等委員会の議事録)<br/> <u>第33条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> |
| <新設>                                                                                                                  | <p>(監査等委員会規程)<br/> <u>第34条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>                                         |
| 第5章 監査役および監査役会                                                                                                        | <削除>                                                                                                                           |
| (監査役および監査役会の設置)<br>第30条 当社は、監査役および監査役会を置く。                                                                            | <削除>                                                                                                                           |
| (監査役の員数)<br>第31条 当社の監査役は、4名以内とする。                                                                                     | <削除>                                                                                                                           |
| (監査役の選任)<br>第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。<br>2. 監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。                   | <削除>                                                                                                                           |
| (監査役の任期)<br>第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。<br>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。 | <削除>                                                                                                                           |
| (常勤監査役)<br>第34条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。                                                                             | <削除>                                                                                                                           |
| (監査役会の招集通知)<br>第35条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。<br>ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。                                  | <削除>                                                                                                                           |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                      | 変更案                                                                       |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|
| (監査役会の決議の方法)<br>第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。                                                                                                                                                             | <削除>                                                                      |
| (監査役会の議事録)<br>第37条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。                                                                                                                          | <削除>                                                                      |
| (監査役会規程)<br>第38条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。                                                                                                                                                       | <削除>                                                                      |
| (監査役の報酬等)<br>第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によってこれを定める。                                                                                                                                                                             | <削除>                                                                      |
| (監査役の責任免除)<br>第40条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。<br>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。 | <削除>                                                                      |
| 第6章 会 計 監 査 人<br>(会計監査人の設置)<br>第41条 当社は会計監査人を置く。                                                                                                                                                                          | 第6章 会 計 監 査 人<br><削除>                                                     |
| 第42条～第43条<条文省略><br>(会計監査人の報酬等)<br>第44条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。<br>(会計監査人の責任免除)<br>第45条<条文省略>                                                                                                                      | 第35条～第36条<現行どおり><br>(会計監査人の報酬等)<br>第37条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。 |
| 第7章 計 算<br>第46条～第48条<条文省略>                                                                                                                                                                                                | 第7章 計 算<br>第38条 <現行どおり><br>第39条～第41条<現行どおり>                               |

**第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件**

本総会終結の時をもって取締役7名が任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)                           | 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 所有する<br>当社株式の数 |
|------------|-----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1          | たけもと えみ こ<br>竹 本 笑 子<br>(昭和50年8月21日生)   | 平成11年6月 当社入社<br>平成13年7月 当社営業本部副本部長<br>平成16年3月 当社取締役就任<br>平成16年12月 当社代表取締役社長（現任）<br>平成18年1月 上海竹本容器包装有限公司董事長<br>竹本容器（昆山）有限公司董事長                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 1,685,000株     |
| 2          | ふか ざわ たか ひろ<br>深 澤 隆 弘<br>(昭和45年5月23日生) | 平成12年9月 当社入社<br>平成16年3月 当社取締役就任<br>平成16年11月 当社海外事業部長<br>平成17年6月 Takemoto Packaging Inc.President<br>平成18年7月 当社企画開発部門担当<br>平成19年4月 当社海外担当<br>平成20年1月 当社経理部門担当<br>平成20年5月 当社総務兼経理部門担当<br>平成20年11月 当社営業部門担当<br>平成22年4月 当社営業企画室担当<br>平成22年10月 当社生産部門担当<br>平成23年6月 当社常務取締役（現任）<br>平成25年1月 上海竹本容器包装有限公司総経理（現任）<br>竹本容器（昆山）有限公司総経理（現任）<br>平成26年4月 Takemoto Packaging Inc.President（現任）<br>平成27年1月 上海竹本容器包装有限公司董事長（現任）<br>竹本容器（昆山）有限公司董事長（現任）<br><重要な兼職の状況><br>上海竹本容器包装有限公司 董事長<br>竹本容器（昆山）有限公司 董事長<br>Takemoto Packaging Inc.President | 265,100株       |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)                          | 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 所有する<br>当社株式の数 |
|------------|----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 3          | まる やま まさ き<br>丸 山 正 基<br>(昭和26年9月1日生)  | 昭和56年10月 当社入社<br>平成15年3月 当社商品管理部長<br>平成18年4月 当社執行役員資材購買部長<br>平成19年11月 当社執行役員営業部長<br>平成20年3月 当社取締役（現任）営業部門担当<br>平成22年1月 当社総務部情報システム部担当<br>平成22年7月 当社ジェイ・トム事業所担当<br>平成25年8月 当社ジェイ・プラ事業所長兼プラスコ事業所長（現任）                                                                                                                                         | 5,000株         |
| 4          | なげ もと えつこ<br>竹 本 えつこ<br>(昭和51年10月16日生) | 平成13年4月 当社入社<br>平成18年4月 当社執行役員企画開発部担当<br>平成22年10月 当社執行役員中国担当<br>平成22年11月 当社執行役員中国担当兼上海竹本容器包装有限公司総経理、竹本容器（昆山）有限公司総経理<br>平成23年3月 当社取締役（現任）<br>平成25年1月 当社中国担当<br>平成25年2月 当社企画開発部、特許開発室、技術部担当<br>平成26年1月 当社企画開発部長<br>平成27年4月 当社企画開発総監<br>平成27年9月 Takemoto Netherlands B.V.President（現任）<br>＜重要な兼職の状況＞<br>Takemoto Netherlands B.V.President（現任） | 305,000株       |
| 5          | と だ たく や<br>戸 田 琢 哉<br>(昭和40年8月11日生)   | 平成元年4月 日興証券株式会社（現SMB C日興証券株式会社）入社<br>平成11年2月 東京三菱証券株式会社（現三菱UFJモルガンスタンレー証券株式会社）入社<br>平成17年7月 株式会社バリュークリエーション入社<br>平成19年12月 エイチ・エス証券株式会社入社<br>平成24年4月 当社入社 執行役員経営企画室長<br>平成25年7月 当社総務部担当<br>平成27年2月 当社管理部門統括兼経営企画室長（現任）<br>平成27年3月 当社取締役（現任）                                                                                                  | 1,100株         |

- (注) 1. 当社は竹本容器（昆山）有限公司に対して資金の貸付及び債務保証を行っております。  
2. 取締役候補者深澤隆弘氏は、当社の子会社である上海竹本容器包装有限公司及び竹本容器（昆山）有限公司の董事長及びTakemoto Packaging Inc.Presidentを兼務しており、当社は各社と営業上の取引関係があります。  
3. 取締役候補者竹本えつこ氏は、当社の子会社であるTakemoto Netherlands B.V.Presidentを兼務しており、当社と営業上の取引関係があります。  
4. その他の候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役の4名選任の件

当社は、第2号議案（定款一部変更の件）が承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、第2号議案が承認可決されることを条件として、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)                         | 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 所有する<br>当社株式の数 |
|------------|---------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1          | あな だ しん じ<br>穴 田 信 次<br>(昭和22年4月27日生) | 昭和47年 4 月 株式会社北海道銀行入行<br>昭和48年 5 月 東京証券取引所入所<br>昭和62年 6 月 水戸証券株式会社入社<br>平成 5 年 6 月 同社取締役<br>平成 9 年 6 月 同社常務取締役<br>平成15年 6 月 同社監査役<br>平成16年 8 月 小津産業株式会社社外監査役<br>平成17年 2 月 株式会社オプトエレクトロニクス社外監査役<br><br>平成26年 1 月 当社社外取締役（現任）<br>平成26年 8 月 小津産業株式会社社外取締役（現任）<br>平成28年 2 月 株式会社オプトエレクトロニクス社外取締役（現任）                                                                             | 1,000株         |
| 2          | た なか たつ や<br>田 中 達 也<br>(昭和50年7月30日生) | 平成14年10月 弁護士登録<br>牛島総合法律事務所入所<br>平成17年 6 月 佐藤総合法律事務所入所<br>平成21年 2 月 熊谷・田中法律事務所（現熊谷・田中・津田法律事務所）開設 パートナー（現任）<br>平成24年 2 月 ピクシブ株式会社取締役（現任）<br>ピクシブマーケティング株式会社取締役（現任）<br>ピクシブプロダクション株式会社取締役（現任）<br>平成24年11月 株式会社アニメイトグループ（現株式会社アニメイトホールディングス）監査役<br>平成25年 8 月 キュア株式会社取締役（現任）<br>平成26年 1 月 当社社外取締役（現任）<br>平成27年 6 月 株式会社ネクストジェン社外監査役（現任）<br><重要な兼職の状況><br>弁護士 熊谷・田中・津田法律事務所 パートナー | —              |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)                          | 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況                                                                                                                                     | 所有する<br>当社株式の数 |
|------------|----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 3          | いし かわ まさ お<br>石 川 雅 郎<br>(昭和22年3月19日生) | 昭和44年4月 中小企業金融公庫入庫<br>平成19年10月 広沢観光(株)顧問<br>平成19年11月 広沢観光(株)取締役<br>平成19年11月 育良精機(株)監査役<br>平成20年3月 キング工業(株) (現日本アイ・エス・ケイ<br>(株) 監査役<br>平成23年3月 当社監査役 (現任) | —              |
| 4          | にの みや ひろし<br>二 宮 洋<br>(昭和19年12月5日生)    | 昭和42年4月 (株)日本長期信用銀行入行<br>平成7年10月 エヌイーディ(株)常務取締役<br>平成10年10月 (株)ハイデイ日高監査役 (現任)<br>平成15年3月 当社監査役 (現任)                                                      | 25,200株        |

- (注) 1. 穴田信次氏、田中達也氏、石川雅郎氏、二宮洋氏は社外取締役候補者であります。
2. 穴田信次氏社外取締役候補者とした理由は、長年にわたり金融機関、証券取引所等で勤務し、多数の企業との接触経験を有しております。その経歴を通じて培った経験・見識からの視点に基づく経営の監督とチェック機能を期待したためであります。
3. 穴田信次氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって2年2カ月となります。
4. 田中達也氏は、同氏は弁護士として、特に企業法務において精通し多数の企業との接触経験を有しております。その経歴を通じて培った経験・見識からの視点に基づく経営への助言、ならびに監督とチェック機能を期待したためであります。
5. 田中達也氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって2年2カ月となります。
6. 石川雅郎氏及び二宮洋氏を社外取締役候補者とした理由は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しているためであります。
7. 当社は、社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、社外取締役候補者穴田信次氏、田中達也氏は、当社との間で当該責任限定契約を締結しております。
- その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
- 本議案が原案どおり承認された場合、当社と石川雅郎氏、二宮洋氏との間で同様の契約を締結する予定です。
8. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

## 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、平成22年3月31日開催の第59期定時株主総会において年額250百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とご承認いただき現在に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、改めて取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額250百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と定めることとさせていただきますと存じます。

## 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第2号議案（定款一部変更の件）が承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額50百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

第2号議案および第4号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は4名となります。

## 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプションに関する報酬等の具体的な内容決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、第5号議案をご承認いただきました場合、年額250百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）となりますが、株価変動のリスクとメリットを株主の皆さまと共有し、中長期的な企業価値向上と常勤取締役の貢献意欲を高めるため、当該報酬等の額とは別枠にて、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対して、年額50百万円以内の範囲で株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権を割り当てることにつき、ご承認をお願いするものであります。

株式報酬型ストック・オプションの付与については、新株予約権の割当てを受けた取締役に対し払込金額と同額の報酬を付与し、当該報酬債権と当該新株予約権の払込金額とを相殺することにより新株予約権を取得させるものであります。ストック・オプションの報酬等の額は、新株予約権を割り当てる日において算出した新株予約権1個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額となります。

なお、現在の当社取締役は7名（うち社外取締役2名）であります。第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役の員数は5名（うち社外取締役0名）となります。

### 記

当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の内容

#### （1）新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は1個当たり100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

(2) 新株予約権の総数

各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に割り当てる新株予約権の数は1,000個を上限とする。

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価格を基準として取締役会において定める額とする。

なお、新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という）は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から40年以内の範囲で、当社の取締役会において定めるものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社及び当社子会社のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日（10日目が休日にあたる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。その他の新株予約権の行使条件については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。

(8) その他の新株予約権の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集要項を決定する取締役会において定めるものとする。

(ご参考)

当社は、本定時株主総会終結の時以降、当社の執行役員に対しても上記と同内容の新株予約権を当社取締役会決議により発行する予定であります。

以 上

〈メ 毛 欄〉

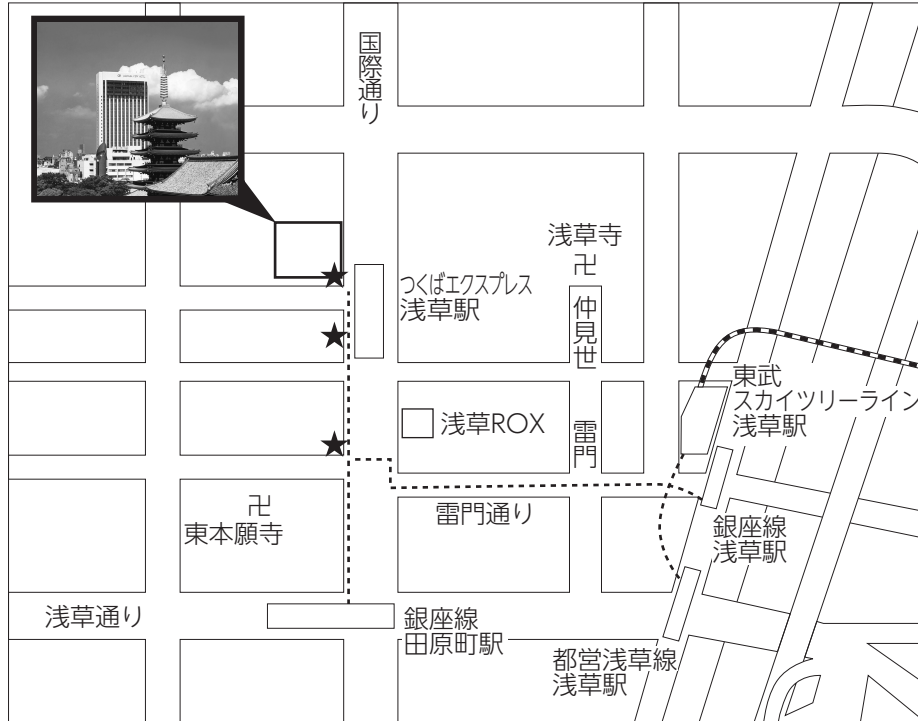
[illegible]

## 株主総会会場ご案内

日時 平成28年3月29日（火曜日）午前10時（開場：午前9時）

会場 東京都台東区西浅草三丁目17番1号  
浅草ビューホテル 4階「飛翔の間」

（注） 午前9時より、★印周辺に係員を配置いたします。



交通 電車のご利用案内

つくばエクスプレス「浅草駅」 A 2 出口徒歩 1 分  
東京メトロ銀座線「田原町駅」 3 番出口徒歩 7 分  
東京メトロ銀座線「浅草駅」 1 番出口徒歩 10 分  
東武スカイツリーライン「浅草駅」 松屋出口徒歩 10 分  
都営地下鉄浅草線「浅草駅」 A 4 出口徒歩 13 分